

選 手 規 程

(目的)

第1条 この規程は、規約第5条第2号及び第5号並びに第37条第4号に基づき、競技選手に関し、必要な事項を定める。

(選手の階級)

第2条 本総局に登録する選手の階級は、プロ、アマ共にスタンダード及びラテンアメリカンに分けて、プロはA級、B級、C級、D級、ノービス級とし、アマはA級、B級、C級、D級、E級、F級とする。

2 S A級に関する規定は、連盟の競技規定に準拠するものとする。

3 選手の昇級及び降級は、本総局の昇降級規程によるものとする。

(登録義務)

第3条 プロ選手は、本総局プロ選手会支部から支局を、アマ選手は、支局又は本総局運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて、本総局に選手登録しなければならない。

2 前項のアマ選手が選手登録するときの年齢制限は、男女共に満12歳以上とし、満16歳未満の者は保護者の承諾書を添付して登録するものとする。

3 新規登録は、始めて競技会に出場する選手及び一旦資格を失った選手が再び資格を得たときにするものとし、競技年度の途中で登録するときは、出場する競技会期日の1ヶ月前までにこれをするものとする。

4 継続登録は、すでに登録をしている選手が、その登録年度から次年度に選手資格を継続する登録とし、毎競技年度終了後1ヶ月以内にこれをするものとする。

5 新規登録及び継続登録は、カップルで登録するものとし、パートナーシップを解消したときは、登録を抹消する。

6 前項の選手が新たにパートナーシップを組んで登録するときは、新規登録とする。

7 スタンダード、ラテンアメリカン両セクションに登録資格を有している選手は、同一のパートナーでスタンダード、ラテンアメリカンそれぞれに登録するものとする。

8 登録料は、1セクション、1カップル4,000円とする。

9 登録申請記載事項に次の変更が生じたときは、変更届を提出するものとする。

(1) 所属支局又は所属団体の変更

所属支局又は所属団体の変更は、登録背番号を変更する。

(2) 所属教室の変更

同一支局内での所属教室の変更は、登録背番号を変更しない。

(3) 住所変更、その他の変更

- 10 プロD級以上、アマE級以上の登録選手で、パートナーシップを解消したときは、パートナーシップ解消届を提出しなければならない。
- 11 本総局理事会が認めた団体に所属する選手が、本総局に新規選手登録を希望するときは、原則としてその団体での階級と同級で登録することができる。
- 12 前項の登録は、その団体の階級を証明する書面を添えて、第3項に基づき登録しなければならない。
- 13 J B D F 未登録プロ選手の選手登録に関する必要な事項は、別に定める。
- 14 中部日本学生競技ダンス連盟（以下「中部学連」という。）所属選手が本総局に新規選手登録を希望するときは、学連主催の競技会の成績によりアマE級以上の階級で登録することができる。
- 15 前項の登録に関し必要な事項は、別に定める。

（競技会出場義務）

- 第4条 プロD級の登録選手の1競技年度内の競技会出場義務回数は、3回以上としこれに満たない選手は、昇降級規程により降級する。
- 2 プロ・ノービス級選手が競技年度途中でD級に昇級した場合の競技会出場義務回数は、昇降級規程の定めるところによる。
 - 3 プロC級以上の登録選手の1競技年度内の競技会出場義務回数は、規定しない。但し、昇降級規程第8条の降級規定の適用を受ける。
 - 4 アマC級以上の登録選手の1競技年度内の競技会出場義務回数は、規定しない。但し、昇降級規程第9条の降級規定の適用を受ける。
 - 5 アマD級選手が競技年度途中でC級に昇級した場合の競技会出場義務回数は、昇降級規程の定めるところによる。
 - 6 プロ、アマ共にA級登録選手は、中部日本ダンス選手権に出場しなければならない。
 - 7 前項において、やむを得ない理由のため、これに出場出来ない場合には、選手権欠場届を提出しなければならない。
 - 8 プロD級以上、アマE級以上の登録選手で、病気又はけがで入院加療を要するため、競技会に出場できない場合には、診断書を添えて休場届を提出しなければならない。
 - 9 前項の休場期間は、診断書の入院加療期間（1ヶ月単位）の2倍の期間とし、12ヶ月を限度とする。
 - 10 プロD級以上、アマE級以上の登録選手で、パートナーの妊娠のため、競技会に出場できない場合には、診断書を添えて産休届を提出しなければならない。
 - 11 前項の産休期間は、診断書記載の出産予定日から12ヶ月後（1ヶ月単位）までの期間とする。
 - 12 第8項及び第10項において、プロD級以上及びアマC級以上の選手の競技会出場義務回数は、昇降級規程の定めるところによる。
 - 13 第9項及び第11項の期間中においても、継続登録をするものとする。

(出場申込)

第5条 競技会出場申込は、競技規程第11条により、出場料を添えてプロ選手は支局を、アマ選手は支局又は本総局運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて主管又は主催支局に申込をしなければならない。

2 欠場又は出場取消をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催支局に提出しなければならない。

(全日本級選手権選考基準)

第6条 全日本級の選手権に出場する選手の選考は、別に定める選考基準によるものとする。

(移籍)

第7条 各総局間の移籍を希望する選手は、所属総局に移籍願いを提出し承認を得たのち、移籍総局の承認を得て、新規登録をしなければならない。

2 他総局より中部総局への移籍に伴う級の変動については、過去1年以内の全日本級競技会の成績結果を基に審議決定する。

3 前項の成績結果がない場合には、移籍前の級とする。

(転向)

第8条 アマからプロに転向するときは、転向届を支局を通じて本総局に提出し、資格審議委員会の承認を得たのち、新規登録をしなければならない。

2 アマからプロに転向したときの級の変動は、次のとおりとする。

級の 変 動	
アマ・級	プロ・級
S A	A
A	C
B	D
C級以下	ノービス

3 アマA級選手が転向する前の2競技年度内に、全日本級の選手権において準決勝に入賞しているときは、プロB級とすることができる。

(留学及び研修)

第9条 海外に技術の習得を目的とした留学又は研修旅行及び海外で開催される競技会に出場を希望する選手は、海外旅行届をプロ選手は、支局を、アマ選手は、支局又は本総局運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて、本総局に提出しなければならない。

- 2 留学選手の条件は、次のとおりとする。
 - (1) B級以上の登録選手であること。
 - (2) 中部日本ダンス選手権において準決勝に入賞していること。
 - (3) 期間が9ヶ月以上であること。
- 3 前項の選手の留学期間中は、昇降級規程の適用を受けない。
- 4 研修旅行する選手の条件は、第2項以外の選手とし、旅行期間中においても、昇降級規程の適用を受ける。

(引退)

第10条 現役を引退するプロ選手は、引退届を支局を通じて本総局に提出し、資格審議委員会の承認を得なければならない。

(パートナー規定)

第11条 パートナーに関する規定は、次のとおりとする。

- (1) アマ選手のパートナーは、アマの女子に限る。
 - (2) プロ選手のパートナーは、限定されない。
 - (3) プロ、アマ共に現役選手のパートナーは、その選手登録中は、他の選手の臨時パートナーはできない。
 - (4) 同性同志でパートナーシップを組むことはできない。
- 2 パートナーシップを解消した場合におけるパートナーに関する規定は、次のとおりとする。
 - (1) 新しくパートナーシップを組んだものは、第3条第2項の登録をしなければならない。
 - (2) プロ、アマ共にSA級選手のパートナーであったものは、下位級のパートナーとなることはできない。

(表彰)

第12条 登録選手で、1競技年度内の成績が優秀で次に該当する選手は、昇降級審議委員会の議決によりこれを表彰する。

- (1) 特別賞 長期にわたり競技会に出場し、優秀な成績をおさめた選手が引退したとき。
- (2) 最優秀賞 全日本級の選手権において優秀な成績をおさめたもの。
- (3) 優秀賞 中部日本ダンス選手権及びこれに準ずる競技会において、優秀な成績をおさめたもの。
- (4) 躍進賞 E級以上から、3階級以上昇級したもの。

(懲戒)

第13条 登録選手が次の各号の一に該当するときは、資格審議委員会の議決によりこれを懲戒することができる。

- (1) 競技会の出場申込をしたものが、2度以上無届欠場したとき。

- (2) 第13条のアマ選手規定に違反したと認められるとき。
 - (3) プロ選手が本総局が公認していない競技会に、本総局の許可なく出場したとき。
 - (4) 審査員に対して、贈り物及び饗応等をしたと認められるとき。
 - (5) 競技選手として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 懲戒は、戒告、登録停止及び登録抹消の3種類とする。
 - 3 前項の登録抹消については、資格審議委員会において資格審議委員現在数の4分の3以上の同意がなければならない。
 - 4 前項の規定により登録抹消しようとするときは、資格審議委員会においてその選手に弁明の機会を与えなければならない。

(復帰願い)

- 第14条 登録停止又は登録抹消の懲戒を受けた選手が、本総局に復帰を希望するときは、復帰願いを提出し、資格審議委員会の承認を得なければならない。
- 2 前項において承認を得た選手は、第3条により新規登録をしなければならない。

(補則)

- 第15条 この規程に定めることのほか、選手に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成11年1月21日からこれを施行する。

附 則

1. この規程は、平成13年9月27日からこれを施行する。
2. 平成14年度よりモダンをスタンダードに、ラテンをラテンアメリカンに、ヴェニズワルツをウイナーワルツに変更する。

附 則

この規程は、平成14年2月7日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月28日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月31日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月20日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月25日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月21日からこれを施行する。